

仕 様 書

1 業務名

新型コロナウイルス感染症患者等への酸素濃縮装置貸出支援業務

2 業務概要

本業務は、新型コロナウイルス感染症患者のうち在宅での療養者（以下「療養者」という。）に対し、札幌市が酸素濃縮装置（以下「装置」という。）を貸し出すにあたり、必要となる装置の用意・保管、療養者の自宅への運搬等を行うものである。

3 履行期間

令和4年12月1日から令和5年3月31日まで

4 業務内容

(1) 貸出体制整備（基本事項）

ア 受託者は、本件業務で使用する以下の規格の装置 10台を用意し、運搬するまでの間、適切に保管すること。

イ 業務着手時に用意した装置のメーカー名、型番号等を受託者に通知すること。
なお、業務期間中、装置の変更が生じる場合は、変更の都度、委託者に通知するものとする。

【装置の規格】

項目	摘要
サイズ	（高さ）630mm程度×（幅）350mm程度×（奥行）310mm程度
重量	20kg程度
電源	A C 100V（50Hz または 60Hz）
消費電量	5 L／分の流量で 175W程度
酸素濃度	88～95%程度
酸素流量	5 L／分
消耗品	吸入用マスク、カニューラ、延長チューブ、空気取入口フィルター等の消耗品を用意すること。
備考	特定保守管理医療機器であること。 停電時にバッテリーや酸素ポンプ等により 3 L／分の酸素流量で 60 分以上の連続運転ができること

(2) 療養者宅等への運搬

ア 受託者は本市の指示に基づき、札幌市内の指定する場所へ装置を運搬すること。
なお、運搬先が療養者の自宅等である場合、玄関前までの運搬とする。なお、予定回数は以下のとおりとするが、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて増減するため、その回数の発注を保証するものではない。

【予定回数】

各月 10 回×4 か月=40 回

※1 台につき月 1 回の運搬・回収を想定

イ 運搬については、事前に本市及び本市から依頼した医療従事者等と連絡を取り、日時、場所等を調整した上で、運搬先の医療従事者、療養者または同居人等に装置を引き渡し、使用方法を教示すること。

ウ 運搬時には、装置を使用するための消耗品（吸入用マスク、カニューラ、延長チューブ、空気取入口フィルター等）を提供すること。

エ 療養者等が使用している装置が故障等で使用困難となった場合には、療養者の自宅等の玄関前において交換に応じること。交換方法については、上記ア～ウの運搬方法に準じること。

(3) 療養者宅等からの回収

ア 事前に本市及び本市から依頼した医療従事者等と連絡を取り、日時、場所等を調整した上で、回収先の医療従事者、療養者または同居人等の協力のもと、療養者の玄関前等に搬出された装置を回収すること。

イ 回収後は、次の療養者が使用できるよう、装置を消毒する等、メンテナンスを適切に行うこと。

(4) その他

ア 後続の契約において受託者が変更となる場合は、本契約の履行期間を超えて装置を必要とする療養者がいた際に、変更前後の受託者双方が本市及び医療従事者等と連携し、装置の入替時期等を調整して、療養者が継続して装置を使用できる状態とすること。

イ 仕様内容に疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めがない事項については、委託者と協議の上で決定すること。

5 担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 5 階

札幌市保健福祉局保健所医療対策室業務調整課在宅医療担当係

TEL : 080-7536-9468

6 業務報告

受託者は、各月の業務を完了したときは、速やかに「完了届」「運搬実績報告書（別紙）」を提出し、委託者の検査を受けて合格しなければならない。また、この完了検査に不合格の場合には、委託者が指示する方法により、補正しなければならない。

7 その他特記事項

- (1) 高度管理医療機器等貸与業の許可を有すること。
- (2) 療養者等の個人情報の取扱いについては、別添1「個人情報取扱注意事項」のとおり、本契約の履行以外に用いないこと。
- (3) 本業務においては、環境法令を遵守するとともに、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、別添2「環境への配慮について」に従い環境負荷低減に努めること。

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

【環境への配慮について】

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。
- (7) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

